

環 銃 第 4 7 2 号

令和 3 年 1 月 24 日

令和 4 年 1 月 22 日まで保存

公益社団法人

全国火薬類保安協会 会長 殿



### 火薬類の販売先に対する販売営業許可の確認について（依頼）

貴協会におかれましては、平素より火薬類行政に関し、深い御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、本日、当課と警視庁赤羽警察署の共同捜査本部は、火薬類である信号火せん及び信号焰管を無許可で販売し、他の物と混包して託送していた船舶用品販売業者を火薬類取締法違反（無許可販売、混包禁止）として検挙しました。

火薬類の無許可販売は、火薬類の不正流出にもつながる法令違反で、官民一体となって推進する「テロを許さない社会づくり」に反するものです。

また、火薬類の性質や法令等に関する関係者への保安教育が適正に履行されないため、貯蔵や取扱の基準違反、火薬類でないように見せかけて混包して託送する違反等の温床となり、火薬類による災害発生の懸念を生じさせるものです。

貴協会におかれましては、現下の情勢を御理解いただき、傘下の火薬類製造・販売業者の皆様に対して、下記のとおり御指導をお願いします。

### 記

#### 1 許可等の確認の徹底

火薬類を販売する時は、販売先が、火薬類取締法に基づく許可が必要であるか否かを確認の上、許可が必要な場合は、火薬類販売営業許可等の必要な許可を受けていることの確認を徹底してください。

#### 2 火薬類の混包の禁止の徹底

火薬類は、他の物と混包し、又は火薬類でないようにみせかけて、これを所持し、運搬し、若しくは託送してはならないことについて、従業員に周知してください。